# 令和4年度 愛媛県内部統制評価報告書

(付監查委員審查意見)

愛媛県

## 目 次

令和4	- 年度愛媛	県内部統制評価報告書	••••••	-
(説	明資料	. )		
I	評価の概要			5
1	評価対象類			5
2	対象事務			5
3	対象機関			5
4	評価方法			5
Π 3				7
1				7
2				7
3		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9
4				1 2
5				13
6				1 5
7	I C T $\sim$	の対応		1 6
Ш 3	業務レベルの	の内部統制の評価		18
1				18
2	評価結果			1 8
別表	業務レベル	ルの内部統制におけるリスク	7の項目	2 1
_	員審査意 . 在度愛媛	-	の塞査意見について	2 3

愛媛県における内部統制の整備状況及び運用状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

#### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、県においては、「愛媛県の内部統制に関する方針」(令和2年3月19日) を策定し、当該方針に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制体制の整備 及び運用を行っています。

なお、内部統制は、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICT(情報通信技術)への対応 からなる内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとする ものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見すること ができない可能性があります。

#### 2 評価手続

県においては、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)の「W 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

#### 3 評価結果

上記評価手続のとおり評価を実施したところ、県の財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年8月9日

愛媛県知事 中村 時広

(説明資料)

#### I 評価の概要

#### 1 評価対象期間及び評価基準日

① 評価対象期間

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

#### ② 評価基準日

令和5年3月31日

#### 2 対象事務

財務に関する事務 公文書の管理に関する事務 情報セキュリティに関する事務 個人情報の保護に関する事務

#### 3 対象機関

知事部局

#### 4 評価方法

① 全庁的な内部統制の評価

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)の「(別紙1)地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に掲げる項目を評価項目として、整備状況及び運用状況について評価した。 評価に当たっては、不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうか判断を行った。

#### ② 業務レベルの内部統制の評価

別表「業務レベルの内部統制におけるリスクの項目」に掲げる項目を評価項目として、各所属が作成したリスク評価シートに基づき、整備状況及び運用状況について、自己評価を踏まえ評価した。

評価に当たっては、不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうか判断を行った。

#### ③ 内部統制の不備の判断

不備の判断に当たっては、次に掲げるものに該当するか否かにより行う。

(1) 整備上の不備

内部統制が存在しない場合、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない場合又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない場合

(2) 運用上の不備

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた場合

#### ④ 内部統制の重大な不備の判断

重大な不備の判断に当たっては、次に掲げるものに該当するか否かにより行う。

(1) 整備上の重大な不備

整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性が高いもの

(2) 運用上の重大な不備

運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたもの

#### Ⅱ 全庁的な内部統制の評価

#### 1 総括

内部統制の6つの基本的要素(「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICTへの対応」)に基づき評価した結果、不備は認められなかった。

#### 2 統制環境

統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、 それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。

ここでは、知事の内部統制に関する姿勢の表明や組織体制の整備状況等について評価した。

#### ① 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。

5T/TF-TF C7		整備状況及
評価項目	内部統制の整備状況	び運用状況
_		の評価
①-1	知事は、平成22年11月の就任当初に「『失敗を隠す』から『失敗を積極的に明らかにす	不備なし
長は、地方公共団体が事務を適	る』へ」等の「5つの意識改革」を掲げ、機会を捉えて職員に実践・徹底を求めている。	
正に管理及び執行する上で、誠実		
性と倫理観が重要であることを、		
自らの指示、行動及び態度で示し		
ているか。		
①-2	「愛媛県人材育成方針」において、「高い使命感と倫理観・遵法精神を具えた職員」や	不備なし
長は、自らが組織に求める誠実	「5つの意識改革を実践する職員」等を求められる職員像として規定しているほか、「愛媛	
性と倫理観を職員の行動及び意思	県の内部統制に関する方針」において、「法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行を組織的	
決定の指針となる具体的な行動基	に徹底することで、行政サービスに対する県民の信頼確保を図る」ことを基本理念として	
準等として定め、職員及び外部委	掲げている。	
託先並びに住民等の理解を促進し	理解促進の取組については、職員には、公務員倫理に関する研修の実施、外部委託先に	
ているか。	は、契約書に法令等の遵守について記載、県民等には、上記方針等を県ホームページ等で	
	公開し、周知を図っている。	

$\langle a \rangle$		$\circ$
( 1 )	_	~
( I /		U

係る評価プロセスを定め、職員等 が逸脱した場合には、適時にそれ を把握し、適切に是正措置を講じ ているか。

人事評価における評価要素として、「法令や指示命令を遵守し、職務秩序の維持に努めて 長は、行動基準等の遵守状況に「いるか。」を着眼点とする「服務規律」を評価している。

不備なし

職員等が法令違反等の逸脱行為を行った場合は、所属から人事課及び特別職に報告する とともに、所属による関係者への調査、指導等を通じて適切な是正措置を講じている。

また、職員による不祥事等が発生した場合は、副知事による訓示や綱紀の保持及び服務 規律の確保のための通知を発出し、公務員倫理の徹底等を求めている。

#### ② 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。

評価項目	内部統制の整備状況	整備状況及 び運用状況 の評価
②-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	「愛媛県の内部統制に関する方針」において、全庁的な内部統制の推進を図るため、実務的責任者である副知事と各部局幹事課の次長級職員で組織する「内部統制推進会議」を設置するとともに、知事と職員との意識を共有するための場として「行政改革・地方分権戦略本部」を位置付けている。 また、総務系事務の集約化・効率化を進める「総務事務改革室」を設置するなど、業務の効率的かつ効果的な遂行のために、必要に応じて組織体制を見直している。	不備なし
②-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	「愛媛県の内部統制に関する方針」において、副知事を実務的責任者とするほか、内部 統制の推進部局及び評価部局並びに各部局の役割等について規定している。 また、同方針に「内部統制の推進及び評価に当たっては、監査委員との意見交換等を行い、より効率的かつ効果的な制度や運用となるよう努める」旨を明記し、適宜必要な見直 しを行うこととしている。	不備なし

#### ③ 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。

評価項目	内部統制の整備状況	整備状況及 び運用状況 の評価
③-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	「愛媛県人材育成方針」では、幅広い人材の育成と活用のため、派遣研修による人材の育成、市町や他県との人事交流の推進、将来を担う優秀な人材の確保と育成、専門的な知識・経験を有する人材の活用に取り組むこととしている。また、「愛媛県人材育成方針」及び研修計画に基づき、政策立案型行政への転換に向け、職員の意欲に応じた必要な能力を伸ばす研修への移行及び職責に応じた政策立案能力の強化に向けた研修機会の拡充を図るため、職位ごとの基礎的な能力や資質に関する階層別研修や、次の職位で必要な課目を職員が選択して受講するステージアップ研修を実施している。	不備なし
	なお、令和4年4月1日付の人事異動では、能力主義と成果主義に基づき、若手・女性 の登用に配慮しつつ、適材適所の人事配置に取り組んだ。	
③-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	人事評価における評価要素として、「自己の職責に対して責任感を持って仕事に取り組んでいるか。」を着眼点とする「責任感」や、「職務に必要な知識・技術を有し、職務に活用しているか。」を着眼点とする「職務知識」を評価している。 職員等が法令違反等の逸脱行為を行った場合は、所属から人事課及び特別職に報告するとともに、所属による関係者への調査、指導等を通じて適切な是正措置を講じるほか、「懲戒処分の指針」に基づき、厳正に対処している。また、職員による不祥事等が発生した場合は、副知事による訓示や綱紀の保持及び服務規律の確保のための通知を発出し、公務員倫理の徹底等を求めている。	不備なし

#### 3 リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

ここでは、リスクの評価と対応のプロセスの明確化やリスクの識別・分類・分析・評価の実施状況等について評価した。

④ 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスクの評価と対応のプロセスを明確にしているか。

評価項目	内部統制の整備状況	整備状況及 び運用状況 の評価
④-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	各所属が作成するリスク評価シートでは、リスク別に対応者を定め、原則として管理職を指定している。また、各所属では、業務に配分する人員について、年度当初に事務分担表を作成している。 なお、「新しい行政改革大綱(第3ステージ)」では、「適切かつ計画的な定員管理」を重点取組事項として掲げ、職員の年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化を図りながら、令和元年度の一般行政部門の職員数を基本としつつ、継続して厳格な定員管理に努めることとしている。	不備なし
④-2 組織は、リスクの評価と対応の プロセスを明示するとともに、そ れに従ってリスクの評価と対応が 行われることを確保しているか。	「愛媛県の内部統制に関する方針」において、内部統制の推進・評価に取り組むための体制について明記するとともに、「愛媛県内部統制推進マニュアル(令和4年度)」において、リスク評価シートの作成を通じたリスクの評価と対応のプロセスを明示している。また、行革分権課内の推進部局及び評価部局において、各所属が作成したリスク評価シートの内容確認や、制度所管課からの情報共有及び所属からの情報提供を通じて、リスクの評価及びリスク発生時の対応が各所属で適切に行われているか確認している。	不備なし

⑤ 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、 必要に応じた対応をとっているか。

評価項目	内部統制の整備状況	整備状況及 び運用状況 の評価
	推進部局において、国のリスク例や過去の定期監査結果等を参考に、全所属に共通するリスク (100項目) を整理したリスク評価シートを作成するとともに、全所属に共通するリスクに該当しないリスクがある場合は、各所属において所属別のリスク評価シートを作成することとしている。	不備なし

(5-2) 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。  1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する  2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する  3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う  4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	推進部局において、国のリスク例や過去の定期監査結果等を参考に、全所属に共通するリスク(100項目)を整理するとともに、過去に発生したものかを分類している。また、その他のリスクについても、所属ごとに設定できるようにしている。さらに、リスク評価シートにおいて、当該リスクに係る主な規則・規定等を特定するとともに、外部への影響の有無や影響額及び過去5年間の発生状況を量的重要性として、議会や県民からの県に対する信頼の低下といった社会的な影響度を質的重要性として評価を行い、評価結果に応じてリスク対応策を整備している。	不備なし
⑤-3 組織は、リスク対応策の特定に 当たって、費用対効果を勘案し、 過剰な対応策をとっていないか検 討するとともに、事後的に、その 対応策の適切性を検討している か。	リスク評価シートにおいて評価を行った結果、発生する可能性・質的重要性(社会的な影響)ともに低く、危険度が低いものについて、リスク対応策の整備は必須としないことにより、職員の作業負担を過度に増やさないよう配慮している。また、リスク対応策は、各所属において、定期監査結果等を踏まえて、適宜見直すとともに、推進部局及び評価部局において、各所属が作成したリスク評価シートの内容確認や、制度所管課からの情報共有及び所属からの情報提供を通じて、対応策が適切にとられているか確認している。	不備なし

## ⑥ 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
<b>⑥</b> −1	推進部局では、全所属に共通するリスク(100項目)を整理する際に、国のリスク例や過	不備なし
組織において、自らの地方公共	去の定期監査結果を参考にしている。	
団体において過去に生じた不正及	また、発生したリスクのうち、公表事案については、各部局から情報提供を受け、当該	
び他の団体等において問題となっ	リスクが発生した要因等を踏まえ、推進部局から全所属に注意喚起を実施している。	

た不正等が生じる可能性について 検討し、不正に対する適切な防止 策を策定するとともに、不正を適 時に発見し、適切な事後対応策を とるための体制の整備を図ってい るか。

さらに、内部統制の対象事務の制度所管課において、過去の事例や他の団体等において 問題となった不正等を踏まえ、マニュアル等の整備、研修及び内部監査を実施するととも に、不適切な事務処理が発生した場合は、全所属へ注意喚起を行うこと等により、事案の 情報共有や再発防止を図っている。

なお、人事課では、「懲戒処分の指針」において、代表的な事例における標準的な懲戒処分の種類を掲げることにより、処分の透明性及び公平性の確保を図っている。

対象事務		制度所管課
財務	財産管理	総務管理課
別伤	会計事務	会計課
公文書の管理		私学文書課
情報セキュリティ		スマート行政推進課
個人情報の保護		広報広聴課
	うち、特定個人情報の保護	市町振興課

#### 4 統制活動

統制活動とは、長の命令及び指示が適切に実行されていることを確保するために定める方針及び手続をいう。 ここでは、リスクの評価と対応において決定された対応策の実施状況や組織における権限と責任の明確化等について評価した。

⑦ 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
⑦-1 組織は、リスクの評価と対応に おいて決定された対応策につい て、各部署において、実際に指示 通りに実施されているか。	確にしている。	

⑦-2	各所属における内部統制の取組状況の管理について、原則として管理職が行うことによ	不備なし
組織は、各職員の業務遂行能力	り、統制活動が一定の水準を保ちながら適切に管理される体制を整備している。	
及び各部署の資源等を踏まえ、統	また、所属において、各職員の業務遂行能力や業務内容等を踏まえて、必要に応じて事	
制活動についてその水準を含め適	務分担を見直すことにより、業務が適切に実行されるよう努めている。	
切に管理しているか。		

⑧ 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に 実施しているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
<b>®</b> −1	知事及び会計管理者の権限に属する事務については、「愛媛県行政組織条例」及び「愛媛	不備なし
組織は、内部統制の目的に応じ	県行政組織規則」により各組織の事務分掌等を定めている。また、「愛媛県処務細則」及び	
て、以下の事項を適切に行ってい	「愛媛県地方局処務規程」等により各職位における職務を定めるとともに、「愛媛県庁事務	
るか。	決裁規程」及び「愛媛県地方局事務決裁規程」により各職位における決裁事項を定めるな	
1) 権限と責任の明確化	ど、組織別又は職位別における役割や責任、権限等を明確に設定している。	
2) 職務の分離	さらに、行政評価システムにより事務事業評価及び予算施策評価を実施し、評価結果を	
3) 適時かつ適切な承認	踏まえて、施策や事業の重点化や見直しに努めている。	
4) 業務の結果の検討		
<b>®</b> −2	毎年度、各所属において、前年度の取組結果についてリスク評価シートを用いた自己評	不備なし
組織は、内部統制に係るリスク	価を行っており、作成したリスク評価シートは評価部局に提出することとしている。	
対応策の実施結果について、担当	評価部局では、自己評価が適切に行われているか確認を行うとともに、その結果を推進	
者による報告を求め、事後的な評 部局に提供し、推進部局において、必要に応じてリスクの追加等リスク評価シートの見直		
価及び必要に応じた是正措置を行   しを検討することとしている。		
っているか。		

#### 5 情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。 ここでは、信頼性のある情報の作成や情報の入手・伝達・管理のための体制について評価した。

⑨ 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
⑨-1 組織は、必要な情報について、 信頼ある情報が作成される体制を 構築しているか。	各法令所管課及び愛媛県東京事務所において、国の各省庁との連絡等を行うことにより、業務に関する信頼ある情報の収集に努めるとともに、庁内LAN等を活用して、適宜情報共有を図っている。また、各所属において、様々な手段を活用し、国、都道府県、県内市町等からの情報の収集に努めている。 さらに、国の各省庁や他県、県内市町等との相互人事交流により、職員の総合的な資質	不備なし
⑨-2 組織は、必要な情報について、 費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	の向上や連携強化に併せて、情報の収集に努めている。 各所属において、必要に応じて審議会等を設置し、各界の意見や専門的な知識を反映させるとともに、パブリック・コメントの実施により、県民の声を反映させている。また、時系列的な意識変化や行政需要を把握し県政に反映させるため、県民世論調査を実施するとともに、喫緊の課題については、よりスピーディーに把握するため、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用している。さらに、職員が最新の行政情報を取得するため、民間通信社が提供する行財政情報サービスを職員がLGWANで閲覧できる環境を整備している。	不備なし
⑨-3 組織は、住民の情報を含む、個 人情報等について、適切に管理を 行っているか。	各所属において、「愛媛県個人情報保護条例」、「愛媛県個人情報保護条例の解釈及び運用 基準」、「愛媛県特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」等に基づき、個人情報等につ いて、適切に管理を行っている。	不備なし

#### ⑩ 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。

評価項目	内部統制の整備状況	整備状況及 び運用状況 の評価
<u>10</u> — 1	特別職への報告及び部局間の情報共有が必要な作成された情報及び外部から入手した情	不備なし
組織は、作成された情報及び外	報については、適宜、総合政策課へ提出し、特別職や部局間での情報共有を図っている。	
部から入手した情報が、それらを		
必要とする部署及び職員に適時か		
つ適切に伝達されるような体制を		
構築しているか。		

10 —	2

組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。

職員からの情報提供については、「職員に係る公益通報の取扱いに関する要綱」において、公益通報者保護法に定める公益通報を職員が行った場合の手続及び職員が正当な公益通報をしたことを理由に不利益な取扱いを受けることはない旨を定めている。また、通報時の窓口として、内部窓口(人事課長)のほか、外部窓口(弁護士)も設けている。

不備なし

組織外からの情報提供については、特に窓口は設けていないものの、県職員の法令違反等に係る情報は、人事課に集約され、必要に応じて関係する所属へ伝達される。また、組織外からの情報提供者の取扱いについては、愛媛県個人情報保護条例等に基づき、適正な対応がとられている。

6 モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。 ここでは、日常的モニタリング及び独立的評価の実施状況について評価した。

① 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
(ii) — 1	評価部局では、日常的モニタリングとして、各部局に対し、発生した業務上のリスクで	不備なし
組織は、内部統制の整備及び運	公表するもの等について情報提供を求めるとともに、内部統制の制度所管課に対し、指	
用に関して、組織の状況に応じた	導・監督の内容や、把握したリスク事案等の情報共有を依頼している。	
バランスの考慮の下で、日常的モ	また、独立的評価として、各所属が前年度の取組結果についてリスク評価シートを用い	
ニタリング及び独立的評価を実施	て行った自己評価を確認し、適切に評価が実施されているか見極めている。	
するとともに、それに基づく内部	なお、各部局から情報提供を受けたリスクや独立的評価の結果については、推進部局に	
統制の是正及び改善等を実施して	情報を提供し、必要に応じてリスクの追加等リスク評価シートの見直しを検討することと	
いるか。	している。	
<u>1</u> 1) — 2	モニタリングにおいて把握した内部統制の不備について、公表事案については、適宜、	不備なし
モニタリング又は監査委員等の	評価部局において関係所属から情報収集を行い、発生要因や再発防止策の把握に努めてい	
指摘により発見された内部統制の	る。また、結果については、関係所属による前年度の取組結果についてのリスク評価シー	
不備について、適時に是正及び改	トを用いた自己評価に反映のうえ、評価部局に提出することとしている。	

善の責任を負う職員へ伝達され、	監査において把握された指摘等(内部統制の不備)については、監査委員から改善措置	
その対応状況が把握され、モニタ	を求める通知があり、関係部局が改善に努めるとともに、対応状況を監査委員に報告する	
リング部署又は監査委員等に結果	こととしている。	
が報告されているか。	なお、令和5年度から、各所属が作成するリスク評価シートには、過去5年間の全ての	
	不備の内容を記載することとしている。	

#### 7 ICTへの対応

ICTへの対応とは、組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応することをいう。

ここでは、内部統制の目的実現のためのICT活用の検討状況やICTに関する統制状況について評価した。

① 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。

評価項目	内部統制の整備状況	
②-1 組織は、組織を取り巻くICT 環境に関して、いかなる対応を図 るかについての方針及び手続を定 めているか。	「愛媛県デジタル総合戦略」において、デジタル新時代に本県が目指すべき姿や、行政のDXに関する戦略等をまとめるとともに、「愛媛県情報セキュリティポリシー」において、県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について定めている。	不備なし
②-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	「愛媛県デジタル総合戦略」において、行政のDXに関する6つの戦略(取組の方向性)と各戦略に紐づく27の戦術(取組方策)を定め、これらに基づき、実効性のあるDXにつなげていくため、業務のICT化を円滑に推進することとしている。また、システムの導入等に当たっては、デジタル総合戦略本部の事務局(スマート行政推進課)において、「デジタル化関連予算に関する審査実施要領」に基づき、総合戦略との整合性や調達コストの削減等を図るための審査・分析を行い、その結果を反映させている。	不備なし

②-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	「愛媛県情報セキュリティポリシー」において、システムの保守、運用管理、アクセス制御及び外部委託先との契約項目等について、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な基準を定めている。 また、「愛媛県情報システム等構築ガイドライン」において、県が情報システムの更新を含む開発・運用を行う際に準拠すべき事項等を定め、県の情報システム全体としての整合性、互換性の確保や、全国的に共通して整備される認証基盤、各種連携システム及び情報ネットワークとの技術的整合を図っている。	不備なし
②-4 組織は、ICTの業務処理統制 として、入力される情報の網羅性 や正確性を確保する統制、エラー が生じた場合の修正等の統制、マ スター・データの保持管理等に関 する体制を構築しているか。	各システムにおいて、入力ミスや入力漏れ等がある場合は、登録できない設定とするなど、情報の網羅性や正確性の確保を図っている。 また、「愛媛県情報セキュリティポリシー」において、各情報システムを所掌する所属の長を「情報システム管理者」、担当職員を「情報システム担当者」と定め、エラー発生時の対応を含めた情報システムの運用等を行うとともに、マスター・データを含む情報の重要性分類及び管理に関する事項を定め、分類に応じたアクセス権限の付与や暗号化及びバックアップ等を行っている。	不備なし

#### Ⅲ 業務レベルの内部統制の評価

#### 1 総括

各所属から提出のあった210リスク評価シート(※)の延べ17,352項目について評価した結果、延べ162項目の運用状況において、「不備あり」と判断したが、全ての項目で改善に向けた取組が確認できた。

また、「重大な不備」は認められなかった。

※ 複数の所属が1つのリスク評価シートを共同で作成している場合は、1と数える。

#### 2 評価結果

① 評価項目数

(単位:項目)

	評価項目数	不備なし	不備あり	左のうち、重大な不備
整備状況	17, 352	17, 352	0	0
運用状況	17, 352	17, 190	162	0

#### ② 主な不備ありの内容

No.	事務区分	概    要	改善に向けた取組
1	財務	【1業務の停滞】【58申請や認定の手続漏れ(その他)】	類似案件を防ぐため、単身赴任手当だけではなく、全ての
		令和3年度に、所属職員の単身赴任手当について、認定前	手当について、担当者と管理職によるダブルチェックを実施
		に支給手続を行い、その後、認定手続を進める中で対応を失	することとした。
		念し、結果として要件を満たさない手当が支給された。	
		また、支給停止した際も、認定に関する処理を行わず、後	
		任者への引継ぎも行わなかった。	
2	財務	【2不十分な業務の管理・執行】【4情報の隠ぺい】	事務の適正執行について改めて指導するとともに、管理職
		【27不適切な確認・検査】	が業務執行状況の適切な把握に努め、進捗管理を徹底するこ
		県関係施設で使用するバッテリーの交換費用を私費で支払	ととした。
		ったほか、事業者から提出を受けた報告書の受理事務を放置	また、積極的に職員とのコミュニケーションアップを図
		した。また、定期調査の対象者に対する通知を未決裁で施行	り、部下職員の心身の状況や悩み等の把握と早期対応に努め
		した。	ている。

3	財務	【2不十分な業務の管理・執行】【35事務処理ミス】 国の補助事業において、事業費の変更交付申請手続が遅	補助事業等の事務手続に係る職場内研修を定期的に実施することとした。
		れ、国費の一部である53,585千円を返還することとなった。	また、補助事務手続に係るチェックシートを作成し、管理
		W	職を含む複数職員で相互チェックを行う体制を確立した。
			さらに、年間事務スケジュールを作成し、スケジュール管
			理を含めた事務の適正化を図った。
4	財務	【13証明書等の発行ミス】	試験成績書の発行前に、内容に誤りがないか複数名で確認
		食品に関する試験成績書の誤記により、相手方に本来必要	することを徹底した。
		のない業務負担をかけたことにより損害を与えた。	,
5	財務	【36徴収誤り】	徴収の根拠規定と算定方法を、上司を含め2名以上で確認
		出張検査に要した職員の旅費相当額を受検者から徴収する	するとともに、職員研修の実施や、引継書への記載等を徹底
		際、過大徴収が発生していた。	した。
6	財務	【43請求又は支払の誤り】	委託事業者に対して、現場立入調査を行うとともに、支払
		県の業務委託先の事業者が計134件(過払い:66件、支払不	前に複数人でチェックするなど、適切な管理体制をとり、再
		足68件、金額2,360,000円(差引合計額は一致))の誤払いを行	発防止に努めるよう指導した。
		った。	
7	財務	【43請求又は支払の誤り】	関係書類の突合やダブルチェックを徹底し、支払先の法人
		補助金を、申請した法人ではなく、同名の別法人に誤って	名だけでなく所在地などについても確認するようにした。
		支払った。	
8	財務	【43請求又は支払の誤り】	制度変更等について、国通知や引継ぎ・申し送り等の共有
		児童扶養手当について、支給停止額の算定誤りにより、未	を徹底し、管理職を含めた係全員の制度理解の向上を図っ
		払いが発生した。	た。
9	財務	【43請求又は支払の誤り】	実績報告において根拠資料との照合を確実に行うととも
		財源として国の交付金を充当していた補助事業について、	に、返戻金の発生状況について、関係課と情報共有を密に行
		県に過払分の返金があったが、同額の同交付金を国に返還し	うこととした。
		ていなかった。	
10	財務	【43請求又は支払の誤り】	関係書類の突合やダブルチェックを実施し、各職員が書類
		公用車のガソリン代の一部を、本来とは異なる業者に誤っ	の内容を確実に確認するよう徹底することとした。
		て支払っていた。	
11	財務	【55申請や認定の手続漏れ (住居手当)】	各種手当の手続について、職員に周知徹底を図るととも
		単身赴任した際に、配偶者が居住する住宅の住居手当を減	に、年2回以上は手当関係の点検を行うこととした。

		額すべきところ、額変更の手続を行わず、同手当を過大に受	
		給した。	
12	財務	【58申請や認定の手続漏れ(その他)】【62事務的なミスによ	庶務事務の手引や関係通知等を活用した担当者への研修・
		る支給・認定の誤り(その他)】	指導や、複数名による内容確認等を実施し、適切に手続が行
		令和2年度以降、病気休暇の取得にあたり、規則の不知に	われるよう対応した。
		より週休日を日数に通算せず、上限(90日)を超えたことか	
		ら、再計算した結果、欠勤となる日が5日間発生した。	
		また、複数の疾病を有する中で、病気休暇の取得要因とな	
		る疾病を特定しないまま、繰り返し休暇を取得していた。	
		さらに、要綱に反したテレワークも実施されていた。	
13	財務	【75財産の運用(使用)に当たっての不備】	職員に対する注意喚起や指導を実施した。
		公用車の運転中、物損事故が発生した。	
14	財務	【81事務的なミスによる現金等の紛失】	個人情報及び調査関係書類の取扱いについて、これまで以
		県が任命する統計調査員が調査員証を紛失した。	上に調査員への指導を徹底し、同様の事案が生じることのな
			いよう再発防止の徹底を図った。

#### 別表

### 業務レベルの内部統制におけるリスクの項目

事務区分	No.	リ ス ク の 名 称	事務区分	No.	リ ス ク の 名 称
財務	1	業務の停滞	財務	30	不適切な施工管理
	2	不十分な業務の管理・執行		31	積算ミス (工事)
	3	証明書等の出力・郵送ミス		32	書類等の提出・添付漏れ(工事)
	4	情報の隠ぺい		33	契約等で定める手続の漏れ (工事)
	5	予算消化のための経費支出		34	補助金等の誤交付
	6	不適切な契約内容による業務委託		35	事務処理ミス
	7	配当不足による業務の停滞		36	徴収誤り
	8	予算不足による業務の停滞		37	誤った減額処理
	9	領収書の記載内容の確認漏れ		38	架空受入
	10	証拠書類の不十分な管理		39	実態と異なる受入処理
	11	不当・不正な要求の見過ごし・容認		40	書類への検収・検印の漏れ
	12	書類の偽造・隠ぺい		41	調定漏れ
	13	証明書等の発行ミス		42	繰越金の放置
	14	なりすまし		43	請求又は支払の誤り
	15	機密情報の漏えい・紛失		44	財務会計システムへの入力誤り
	16	基準となる数量の設定漏れ		45	システムによる計算の誤り
	17	許認可等における手続漏れ等		46	光熱水費等の負担割合の算定誤り
	18	違法建築物の放置		47	種類・数量等の記入漏れ
	19	収賄・横領		48	手続が行われた時期が不明確
	20	契約金額と相違する支払		49	法令に違反した市町への負担
	21	予定価格の不備		50	法令に違反した県民への負担転嫁
	22	不適切な入札(契約)保証金の免除		51	公益上の必要性がない寄附・補助
	23	不適切な入札参加申し込みの受付		52	不十分な確認による支出
	24	契約の不備		53	不適切な方法による支出
	25	条例で定めていない長期継続契約の締結		54	小切手の振出し及び公金振替書の交付における事務的なミス
	26	契約の履行確保が不十分		55	申請や認定の手続漏れ(住居手当)
	27	不適切な確認・検査		56	申請や認定の手続漏れ(現金支給)
	28	不適切な履行管理		57	申請や認定の手続漏れ(管理職特別勤務手当)
	29	誤った工事成績の評定		58	申請や認定の手続漏れ(その他)

事務区分	No.	リ ス ク の 名 称	事務区分	No.	リスクの名称
財務	59	事務的なミスによる支給・認定の誤り (住居手当)	財務	80	関係職員への公有財産の譲渡・売却・交換
	60	事務的なミスによる支給・認定の誤り(通勤手当)		81	事務的なミスによる現金等の紛失
	61	事務的なミスによる支給・認定の誤り(児童手当)		82	施設・設備の不十分な管理による現金等の紛失
	62	事務的なミスによる支給・認定の誤り(その他)		83	発注ミス
	63	事実確認が不十分な手当の支給・認定 (扶養手当)		84	固定資産に係る事務的なミス
	64	事実確認が不十分な手当の支給・認定(超過勤務手当)	公文書の	85	文書の作成漏れ
	65	事実確認が不十分な手当の支給・認定(特殊勤務手当)	管理	86	公文書ファイル等の不適切な整理
	66	手当等の不正受給		87	公文書ファイル等の不適切な保存
	67	関係書類の不十分な管理(住居手当)		88	公文書検索資料の作成漏れ・内容の不備
	68	関係書類の不十分な管理(通勤手当)		89	公文書の不適切な廃棄による情報の漏えいや不正利用等
	69	関係書類の不十分な管理(超過勤務手当)	情報セキ	90	職員等以外の者による情報資産への脅威
	70	関係書類の不十分な管理(現金支給)	ュリティ	91	職員等による情報資産への脅威
	71	事務的なミスによる誤支給(旅費)		92	災害、事故、故障等による情報資産への脅威
	72	証拠書類の不十分な管理(旅費)	個人情報	93	個人情報取扱事務の登録・変更の漏れ
	73	不適切な出張	の保護	94	不適切な手法による個人情報の収集
	74	固定資産の非有効活用		95	個人情報の目的外での利用又は提供
	75	財産の運用(使用)に当たっての不備		96	オンライン結合による不適切な個人情報の提供
	76	不十分な財産の管理		97	提供先による個人情報の不適切な使用又は漏えい等の発生
	77	債権の保全及び取立て等における事務的なミス		98	個人情報の不適切な管理・取扱いによるトラブル
	78	基金処分における事務的なミス		99	職員による個人情報の漏えい・紛失
	79	不適切な財産の交換・譲渡など		100	委託先による個人情報の不適切な使用又は漏えい等の発生

5 監査第266号 令和5年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員髙橋正浩同古田健司同松下行吉

令和4年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

#### 1 審 査 の 対 象

令和4年度愛媛県内部統制評価報告書

#### 2 審 査 の 方 法

令和4年度愛媛県内部統制評価報告書(以下、評価報告書という。)の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

#### 3 審査の実施内容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

#### 4 審査結果及び意見

評価報告書について、上記により審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当と認められる。

なお、制度導入3年目であるにもかかわらず、リスク評価シートを全職員で共有していない所属や、発生した不備の報告を行っていない所属があるなど、当該制度の定着が十分でない面が見受けられた。

制度を適切に整備、運用し、今後、一層有効に機能させるため、職員への制度のさらなる周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時、的確なモニタリング等に取り組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

#### 5 備 考

特段記載すべき事項はない。